

君津中央病院企業団の人事行政運営における公正・透明性を確保するため、「地方公務員法」及び「君津中央病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和５年度における人事行政の運営状況の概要を次のとおり公表します。

１．職員の任免及び職員数に関する状況

（１）職員の採用の状況（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

区 分	人 数
医師職	３０
看護師職	４９
医療技術職	６
一般行政職	３
労務職	２
教務職	０
その他（看護助手等）	０
合 計	９０

（２）職員の退職の状況（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

区 分	人 数（計）	うち定年	うち定年以外
医師職	２９	３	２６
看護師職	５１	０	５１
医療技術職	８	０	８
一般行政職	５	０	５
労務職	０	０	０
教務職	０	０	０
その他（看護助手等）	１	０	１
合 計	９４	３	９１

（注）医師職の採用及び退職の主な事由は、県内外の公的医療機関間の勤務異動によるものです。

（３）職種別の職員数（令和６年３月３１日現在）

（単位：人）

区 分	君津中央病院 （本 院）	君津中央病院 大佐和分院 （分 院）	君津中央病院 附属看護学校 （学 校）
医師職	１２６	４	０
看護師職	６２９	１６	０
医療技術職	１９２	９	０
一般行政職	６３	２	３
労務職	７	１	０
教務職	０	０	１９
その他（看護助手等）	１７	０	０
合 計	１０３４	３２	１９

2. 職員の給与の状況

(1) 職員給与費

(単位：千円)

区 分	本 院	分 院	学 校
給料	3,795,581	152,843	72,220
諸手当	2,214,483	81,625	13,557
期末勤勉手当	1,499,279	60,256	28,756
合 計	7,509,343	294,723	114,533

(注) 令和5年度決算によるもので、退職手当は含みません。

(2) 職種別の平均給料等（令和5年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
医師職	479,487円	1,199,047円	45歳8月
看護師職	276,868円	381,061円	36歳0月
医療技術職	278,176円	364,630円	37歳3月
一般行政職	294,183円	383,904円	38歳10月
労務職	276,825円	454,374円	38歳2月
教務職	332,631円	405,921円	48歳7月
その他（看護助手等）	238,529円	296,125円	40歳1月
全 職 種	301,705円	471,874円	37歳9月

(注) 「給料」は基本給で、「給与」は、給料に扶養手当、地域手当、通勤手当等の諸手当（期末勤勉手当・退職手当を除く）を合計したものです。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（標準的なもの）（令和5年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
38時間45分	8時30分～17時15分	12時00分～13時00分

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

総給与日数(A)	総取得日数(B)	対象職員数(C)	平均取得日数(B/C)	消化率(B/A)
21,692日	13,347日	986人	13.5日	61.5%

(注) 対象職員数とは、上記の全期間を在職した職員です（当該期間の中途の採用、退職、育児休業等取得者は除いています）。

(3) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：人）

区 分	育児休業取得者	うち前年度か らの取得者	部分休業取得者
男性職員	7	1	1
女性職員	61	26	27
合 計	68	27	28

(4) 介護休暇の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）（単位：人）

区 分	介護休暇取得者	うち前年度か らの取得者
男性職員	0	0
女性職員	2	0
合 計	2	0

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：人）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	20	0	20
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	20	0	20

(2) 懲戒処分者数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠 った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

5. 職員の服務の状況

地方公務員法第30条には、服務の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限等、服務上の強い制約を課しています。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修

職員の職務遂行能力の向上及び各職種における専門的な医療技術を習得することを目的に、各職種における職能団体等主催の研修会に参加し、研鑽を図っています。

また、院内での各種研修会も開催しています。

(2) 勤務成績の評定

職員の勤務状況について、所属長が部下の行動や能力等を評定し、昇任、昇格、昇給等の決定に活用しています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生制度

千葉縣市町村職員共済組合及び千葉縣市町村職員互助会に加入しており、共済組合では、職員とその家族の病気・けが・出産・死亡等に対して給付を行う「短期給付事業」、退職・障害・死亡に対して年金の給付を行う「長期給付事業」及び健康の保持増進を行う「福祉事業」を主に行い、互助会においては、各種の給付・助成事業を行っています。

(2) 公務災害の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）（単位：件）

労働安全衛生

区 分	認定件数
公務災害	3
通勤災害	1
合 計	4

(3) 職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法等に基づき、産業医及び衛生管理者等を選任し、定期的に衛生委員会を開催しています。

また、事業者責任として職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断及び特定業務従事者健康診断（深夜業従事等）を実施しています。